

業務委託設計書

設 計	検 算	検 算	照 合	主 幹	課 長

第	号							
令和 7 年度	一般 一般会計	款 総務費	項 市民生活費	目 市民生活総務費	所属 市民局文化振興課	設計 7.12	提出 8.1	業務委託 請 負 一般競争入札 随意契約
委託金額 金		業務名 中央公園（広島城区域）危険木伐採その他業務（その2）			履行場所 中区基町		委託期間 日開 契約締結の日から令和8年3月31日まで	
<p>施行理由</p> <p>本業務は、中央公園（広島城区域）内における危険木の伐採等を行い、公園利用者の安全確保及び史跡の保護等を図るものである。</p>								
<p>設計概要</p> <p style="text-align: center;">樹木伐採、せん定等 一式</p>								

委託金額 金	業務名 中央公園(広島城区域)危険木伐採その他業務(その2)
-----------	-----------------------------------

(甲) 内 訳

工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
樹木せん定			式	1.00			第 1 号明細表
樹木伐採			式	1.00			第 2 号明細表
処分費			式	1.00			第 3 号明細表
安全管理費			式	1.00			第 4 号明細表
直接業務費計							
共通仮設費							
共通仮設費(率分)			式	1.00			
共通仮設費計							
純業務費計							
現場管理費			式	1.00			
業務原価計							
一般管理費			式	1.00			
一般管理費(契約保証費)			式	1.00			

仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和8年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、中央公園（広島城区域）危険木伐採その他業務（その2）（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 本業務の実施区域及び伐採・せん定対象樹木は、別紙位置図、平面図のとおりとする。
- 3 本業務の契約委託期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとしているが、実質委託期間は、令和9年1月31日までを見込んでいる。
なお、委託期間の延期については別途協議する予定であるが、都合により契約委託期間内で業務を打ち切る場合がある。
- 4 本業務の実施区域は、国指定史跡及び史跡外区域は「周知の埋蔵文化財包蔵地」に指定されているため、文化財保護法を順守すること。
また、作業に当たっては、その他の関係法令等を遵守すること。
- 5 伐採、せん定、清掃時等において、石垣や公園施設等を破損させることのないよう注意すること。また、万が一破損させた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、受注者の責任において誠実に対応するとともに補修等を行うこと。
- 6 各樹木の伐採、せん定の現場作業時期は、別途、発注者と協議のうえ決定するものとする。
- 7 作業週報（本市所定の様式）については、必ず、作業前に提出すること。また、道路上で作業を行う際は、道路使用許可書（写し）を発注者に提出し、業務の実施にあたっては道路交通法を遵守すること。なお、未提出での作業を行った場合は、作業中止等の措置を行うことがある。
- 8 本業務の実施に当たっては、発注者と伐採・せん定作業時期の協議により決定した時期に基づき、契約後に作成・提出する実施工程表のとおり実施すること。なお、実施工程表は、発注者に提出する実施計画書に添付すること。ただし、天候、地元要望等により、やむを得ず各作業の開始・完了時期の変更が生じる場合は、発注者と受注者で協議の上、実施計画書を変更するものとする。
- 9 本業務の実施に当たっては、造園施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者（造園工事に限る。）を現場責任者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）として配置すること。
- 10 職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有する者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）は、せん定等作業中常時、作業又は現場において適正なせん定等を行うようせん定方法等の指導にあたること。
なお、せん定等作業中においては、造園技能士であることが確認できるよう名札等を着用すること。

- 11 業務実施中は、必ず作業中である旨を示す看板を掲げること。また、看板は出来るだけ歩行者等から見やすい位置に配置すること。
- 12 業務中においては、トラック等の作業車や作業員のヘルメットに受注者の会社名を表示すること。
- 13 早朝・夜間（8時から17時までの時間帯以外）や休日（官公庁の休日）に作業する場合は、事前に業務打合せ簿を提出し、発注者の承諾を得ること。ただし、原則として日曜日・祝日の作業は認めない。
- 14 留意事項
 - (1) 伐採
伐採する樹木は、地際から50cm程度の高さで伐採することとし、除根は行わないこと。
なお、伐採樹木の地際からの高さは、発注者と協議の上決定するものとする。
 - (2) せん定
樹木せん定は、対象樹木の枯枝等を切除するなどして、樹形を整える一連の作業である。
 - (3) 処分
伐採木及びせん定枝葉については、原則として産業廃棄物処分量の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬出し、処分することとする。なお、諸事情により処分先における処分が困難である場合は、他の処分先への搬出に関して発注者と協議した上で、その結果に従い適正に処分すること。
なお、伐採木やせん定枝葉は速やかに積込・搬出し、環境保全に十分留意して処分することとし、処分先及び処分量の集計表、処分伝票の写しを提出すること。また、発注者が求める場合は、処分伝票の原本を提示すること。
- 15 業務実施中は、発注者との連絡を密にすること。
- 16 本業務の実施区域の一部は史跡であり、歩行者等の往来が多いことが見込まれる。このため、作業時には安全施設等を設置するとともに、交通誘導警備員を配置するなど、十分な安全対策を行い、歩行者等に支障を及ぼすことのないよう、十分な注意を払い実施すること。
- 17 業務の委託期間内に、広島城区域内において各種イベント等が開催される予定である。また、公園指定管理者が日々公園の維持管理等を行っている。
さらに、堀北公園においては、地域団体が定期的にスポーツ活動等を行っている。
イベント開催日やその準備・後片付け期間中、指定管理者による公園維持管理及び地域のスポーツ活動時等において、伐採等の作業が困難な場所、日程があるため、事前に伐採等の順序、方法、日程等について発注者と協議し、必要事項を決定すること。
また、その他不明な点が生じた場合にも、独断で処理することなく、速やかに発注者と協議し、必要事項を決定すること。
- 18 前項までの規定に関わらず、やむを得ない事由により、業務の実施内容、順序、方法等を変更する必要があるが生じた場合には、速やかに発注者と協議のうえ、必要事項を決定すること。

19 報告事項

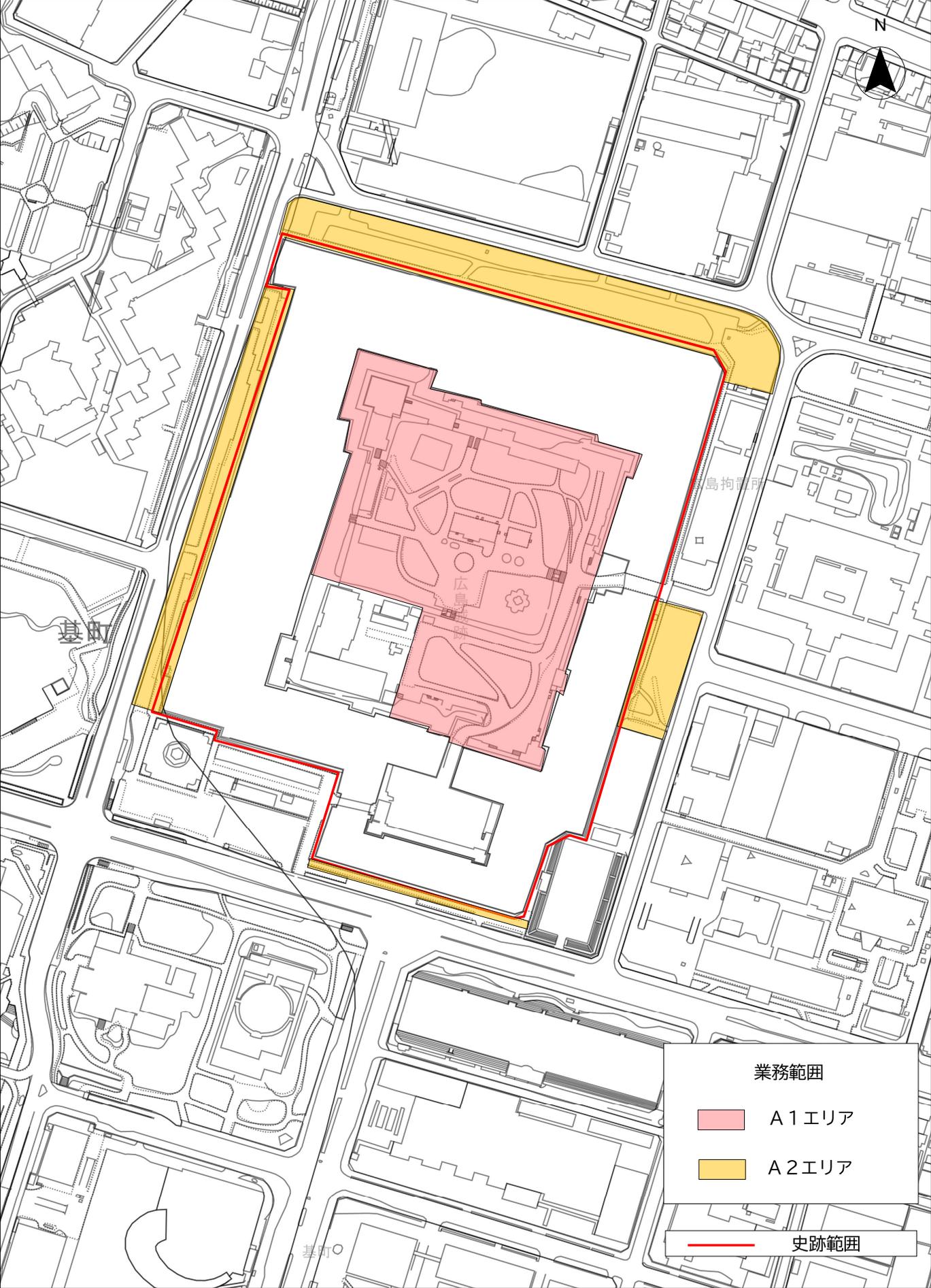
- (1) 受注者は、契約後直ちに、また、必要に応じて標準仕様書で指示する書類を提出すること。
- (2) 受注者は、伐採等現場作業完了後、速やかに所定の業務実施報告書に作業記録写真帳、処分伝票の写しを添えて、発注者に提出し、検査を受けるものとする。

20 受注者は、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負わなければならない。

また、それらの発生原因、経過、処置内容については、速やかに発注者に報告するものとする。

21 本特記仕様書に定められていない事項は、発注者と協議のうえこれを定めるものとする。

位置図



平面図

